

岐阜県公報

目次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	二
訓令 甲		
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一五の項第八号中「含む。」の下に「及び第四項」を加える。
別表第三保健所長の部二十四の二の項の次に次のように加える。

二十四の三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成二十一年法律第二十六号。以下この項中「法」という。)の施行事務	1 法第十条第一項の規定により同項に規定する米穀事業者等に対し、その業務に関し報告を求め、又は職員に、これらの者の事務所等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること(岐阜保健所長にあつては、岐阜市の区域を含む。)
--	--

附則

号外 (一) 平成二十二年 十月 一日

<p>する政令（平成二十二年政令第二百二十七号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法施行令（昭和三十二年政令第三百三十一号。以下この項中「旧令」という。）の施行事務</p>		
--	--	--

別表第三農産園芸課の表に次のように加える。

<p>六 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第七条の三第一項の地域出荷販売事業者に対する勧告 2 法第七条の三第二項の地域出荷販売事業者に対する命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	--	------------------------------

別表第四農林事務所の部中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、八の項を七の項とする。

附 則

この訓令は、平成二十二年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十六号

庁 中 一
各 現 地 機 関 般

平成二十二年十月一日

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の項所長決裁事項の欄第七号及び同項課長専決事項の欄第六号中「第三十条の三第二項」の下に「及び第四項」を加える。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十六の二の項の次に次のように加える。

<p>二十六の三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十二年法律第二六号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第十条第一項の報告の徴収及び立入検査</p>
--	------------------------------

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表十二の二の項の次に次のように加える。

<p>十二の三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行事務</p>	<p>1 一の表二十六の三の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事項</p>
---	--------------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十二年十月一日から施行する。

平成二十二年十月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター